

# 「日雇派遣」に関する労働者派遣法の概要

(1) 労働者派遣法第35条の4（日雇派遣の禁止）において、①専門的知識、技術、経験を必要とする業務で、適正な雇用管理に支障を及ぼす恐れのない業務 ②雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用継続を図る場合 ③その他の場合を除いて、日雇派遣を禁止。

(2) 上記①については、施行令（政令）第4条の1で18の例外業務を規定。上記②③については、施行令（政令）第4条の2で、「年令が60歳以上、学生の場合、派遣労働者本人及び本人が属する世帯合算年収が一定以上」と規定し、年収基準については施行規則（省令）第28条の3で「500万円以上」と規定している。

## <労働者派遣法第35条の4（日雇派遣の禁止）全文>

派遣元事業主は、その業務を迅速かつ的確に遂行するために、専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者（日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。）に従事させても、当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがない、と認められる業務として政令で定める業務について労働者を派遣する場合、又は雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合、その他の場合で政令に定める場合を除き、その雇用する日雇労働者について労働者派遣を行ってはならない。

## <施行令第4の1（例外業務）>

①情報処理システム開発 ②機械設計 ③機械操作 ④通訳・翻訳・速記 ⑤秘書 ⑥ファイリング ⑦調査 ⑧財務 ⑨貿易 ⑩デモンストレーション ⑪添乗 ⑫受付・案内 ⑬研究開発 ⑭事業の実施体制の企画・立案 ⑮書籍等の制作・編集 ⑯広告デザイン ⑰OAインストラクション ⑱セールスエンジニアリングの営業・金融商品の営業

## <施行令第4の2（例外条件）>

①60歳以上の場合  
②学生の場合  
③本人及びその属する世帯の年収が一定額以上の場合

## <施行規則第28条の3>

・本人の年収が500万円以上の場合  
・本人と生計を一とする世帯合算の年収が500万円以上の場合

（ご参考）

<厚労省から、日本人材派遣協会への指導内容>

・日雇派遣は雇用契約30日以内、週20時間未満、月80時間未満  
・一般派遣は雇用契約31日以上、週20時間以上、月80時間以上の就労義務